

庁内データ調査業務 仕様書

1 業務名

令和5年度企デ委第12号 庁内データ調査業務

2 業務の目的

本市では、令和5年度に庁内のシステム等に関する現状と課題分析を行った結果、「システムが個別最適化され、システム間の連携を図れていないことから、サービスの利便性が低い」、「システムとデータの全体像を把握・整理できていないことから、職員のデータ利活用が十分に進んでいない」ことが明らかになった。

これらの課題を解決するため、今後の取組の方向性を「複数のシステムを連携しデータの一元管理とサービス間連携に資する共通基盤の活用を前提とし、今後の市全体のシステム等の在り方の検討を行い、業務の効率化と行政サービスの品質向上を実現する」に設定し、令和5年度はシステムと保有データの棚卸調査、令和6年度は棚卸調査と庁内のシステムニーズを基に今後必要なシステム等の在り方について共通基盤を含めた検討を実施、令和7年度は共通基盤等の必要なシステムの設計・構築を進める方向とした。

本業務では、令和6年度以降の共通基盤等を含めたシステムの在り方の検討やデータ利活用の推進に向けて、庁内データの棚卸調査の実施により本市の保有データを正確に把握することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 業務の内容

業務の内容は次の項目のとおり。なお、本業務の遂行にあたり本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜今回の提案内容に含めて提案すること。

(1) 庁内データの棚卸調査及び庁内データ項目一覧表の作成

将来的な共通基盤の構築に向け、全庁のシステムに保管されている電子化されたデータを主対象範囲とし、データの項目、データの分類、データを利用する業務、所管部署、他の課との連携の有無・連携先等の悉皆調査を行う。紙等で保管されているデータについても、業務で利用されているデータについては調査対象とする。これらの調査を基に、庁内データ項目一覧表を作成する。

※「地方公共団体の基幹業務システムの標準化」の対象となる20業務のシステムについては悉皆調査の対象外とし、国の示す最新の標準仕様書を参考に庁内データ項目一覧表へ記載する。

(2) 庁内データ項目一覧表の更新マニュアル等の作成

令和6年度以降の共通基盤の在り方の検討材料とするため、前項にて作成した庁内データ項目一覧表をメンテナンスするための職員向けマニュアルを作成する。また、今後職員のみで庁内データの棚卸を行う際の手順マニュアルを作成する。各マニュアルの作成にあたっては職員の負担軽減を考慮すること。

(3) その他

上記(1)・(2)に付随する業務(業務目的を達成するために実施が必要であると受託者が提案した業務で、委託者が了承したもの)

5 業務体制

受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、市と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはリモート会議にて行い、議事録を作成し共有すること。

なお、本業務の業務体制を変更する場合(担当者の変更を含む)には、事前に本市の同意を得ること。

6 成果物等

(1) 成果品

成果品はA4縦サイズで作成し、電子データ及び紙媒体で一式を提出すること。なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- ① 業務完了報告書
 - ② 庁内データ棚卸結果報告資料(データ項目一覧含む) 一式
 - ③ 庁内データ項目一覧表更新マニュアル
 - ④ 庁内データ棚卸手順マニュアル
 - ⑤ その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料
- ※1部のみ紙媒体にて提出し、電子データはCD-ROMにて提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 見積にあたっては、必要経費一切を含んだ額を算定すること。
- (3) 本市の設置する「市政変革研究会(デジタル行政分科会)」へ進め方の相談・確認及び進捗報告を行うこと。
- (4) 調査に係る作成資料は、「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、ファイル形式は、「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なも

のとする。

- (5) データに関する作成資料は、「Microsoft Excel」を用い作成すること。なお、ファイル形式は(4)と同様とする。
- (6) 本市では、「個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第75条第1項の規定に基づき本市が作成)」及び「静岡市総合行政情報システムの概要(庁内システムの一覧を掲載)」を静岡市公式ホームページで公表しているため、本業務の実施にあたって適宜参考とすること。